

山梨県の事業概要

山梨県立こころの発達総合支援センター、山梨県立精神保健福祉センター、
山梨県立あけぼの医療福祉センター（分院も含む）、山梨県立北病院

～各拠点機関の強みを活かし、相互連携で県全体をカバー～

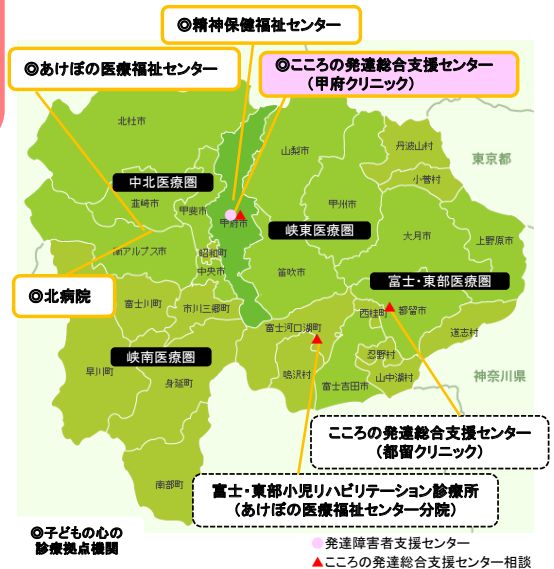
【1】地域概要

- ・自治体担当管轄課：山梨県子育て支援局子ども福祉課
- ・児童数(0～19歳)：131,049人
(引用：住民基本台帳年齢階級別人口(都道府県別)令和4年1月より)
- ・児童精神科系：医師数 拠点4機関の常勤医22名(精神科医20名 小児科医4名)のうち
児童精神科医1名、子どもの心の専門医1名
- ・児童精神科のある医療機関数：児童精神科医による外来診療実施医療機関 2(こころの発達総合支援センター甲府クリニック、都留クリニック)、児童思春期病棟をもつ医療機関 1(県立北病院)、拠点4機関以外に児童思春期外来を開設している医療機関 1(公立病院、*医師は県立北病院から派遣)

【2】拠点病院・機関概要

- 拠点病院名及び事業実施科名
- ・山梨県立こころの発達総合支援センター：医療機能を併せ持つ発達障害者支援センター、発達障害(全年齢)及び18歳までの子どもの心に関する外来診療(県内2か所)及び相談(県内3か所)、研修事業、集団療育や関係者コンサルテーション等地域支援を実施。
- ・山梨県立精神保健福祉センター：心の健康増進や精神障害者の社会復帰等の支援機関、思春期コンサルタント事業を実施。(診療は未実施)
- ・山梨県立あけぼの医療福祉センター：病院、医療型障害児入所施設及び医療型児童発達支援センターの機能を有する総合福祉施設、外来診療(小児科)で理学療法、作業療法、言語療法、心理療法を実施。
- ・富士・東部小児リハビリテーション診療所：理学療法、作業療法、言語聴覚療法、心理療法を実施。
- ・山梨県立北病院：児童思春期病棟(20床)がある精神科単科病院、外来診療、思春期ショートケア、家族相談、家族支援プログラム等を実施。

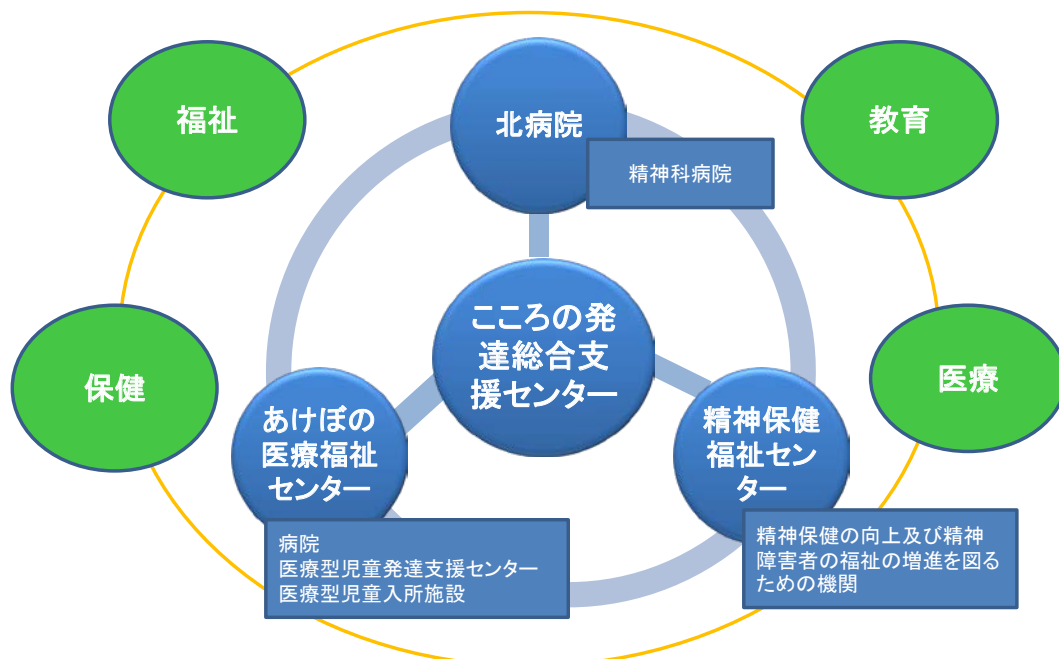
山梨県地図



山梨県の事業概要

【4】事業図

山梨県子どもの心の診療ネットワーク



【3】事業実施への経緯

- ・本事業を活用して後期臨床研修医を確保し、県内の児童思春期精神科医療の強化拡充を図ることを目的としてH21.10から子どもの心の診療拠点病院推進事業参加に至った。子どもの心の診療担当医師が不足している状況を踏まえ、少ない医療資源を有効に活用するため、複数の機関の事業を本事業に位置づけた。
- ・平成23年度、こころの発達総合支援センター開設を契機に、主に県内の子どもの心の診療や相談を担っていた他の3機関と各事業実施担当機関を整理したうえで4機関を拠点機関として位置づけ、子どもの心の診療ネットワーク事業に参加することになった。

【5】実施事業の概要

事業名	事業内容
1 子どもの心の診療支援(連携)事業	
子どもの心の問題等対策に関わる関係機関との診療連携会議	子どもの心の診療に係る地域支援体制構築のため、医療・保健・福祉・教育機関等との連携会議(年1回)及び部会(年2回)を開催
支援関係者による合同事例検討会	北病院の思春期精神科医療に関わるスタッフと事例に関わる関係者の合同事例検討会(随時開催)
こころの発達総合支援センターにおける診療体制強化	常勤医師1名、非常勤心理職1名の確保
2 子どもの心の診療関係者研修・育成事業	
子どもの心の診療対応力向上研修	早期発見・早期支援につなげるため、小児科医・精神科医等に対し子どもの心の問題に関する研修を実施(年2回)
子どもの心の診療関係職種専門研修	医師及び保健福祉関係機関の職員を対象に、専門性の更なる向上を図るために系統だった研修を行う(年2回)
先進地研修及び専門研修の受講	医師及び保健福祉関係職員の専門性のさらなる向上を図るため、先進地(中央拠点病院等)や学会や専門研修等に派遣する。(年1回)
県立北病院における後期臨床研修医2名の指導	後期臨床研修医(専修医)として配置された2名の非常勤医師に対し、指導医が中心となり児童思春期精神科医療についての実地研修を行うとともに、児童思春期医療の人材確保、育成、定着により医療の強化充実を図る。
精神科領域専門医研修プログラム	山梨大学の専門医研修医に対し、当プログラムの連携施設として、こころの発達総合支援センターを位置づけ、児童精神科医の人材確保・育成を図る。
3 普及啓発・情報提供事業	
一般県民向けの子どもの心に関する講演会とシンポジウム	子どもの心の診療に関する情報を幅広く収集し、地域の医療機関、保健福祉関係機関等及び地域住民に対して、ホームページ等により適切な情報を提供するとともに、子どもの心の問題について普及啓発を図る。(年1回)
貸し出し図書	発達障害や虐待により子どもの心の問題に対応するための最新図書を購入整備し関係機関等に情報提供する。

【6】特徴や特に力を入れている事業内容

- ・4機関がそれぞれの強み(※1)を活かした事業を行い、相互連携することで県全体の機能強化を図っている。
 ※1 こころの発達総合支援センター(児童精神科医1名体制での発達障害及び子どもの心の専門外来)、県立北病院(県内精神科病院の中核、児童思春期入院機能)、あけぼの医療福祉センター(リハビリ機能)、精神保健福祉センター(思春期以降のメンタルヘルス全般への対応)
- ・上記【5】本事業で予算化されている事業以外で行っている事業(※2)も本事業の一環として実施することで、地域支援と一体的に行うことができる。
 ※2 保育所等訪問指導事業、思春期コンサルタント事業、思春期問題ワークショップ等

【7】地域や関係機関との連携の状況

〇こころの発達総合支援センターでは、本人や家族が身近な地域でより良い支援が受けられるよう、関係機関に対し助言や技術支援を行うとともに、地域における支援体制が整備されることを目的とし、各種研修会や連携会議等を開催しています。

【医療ネットワークの充実】

- ・「山梨県子どもの発達を考える医療連携会議」 連携会議 年5回 研修会 年1回 対象 地域の小児科医等
- ・臨床研修、事業見学の受け入れ 年20日程度 対象 臨床研修医 小児科医

【地域における発達支援体制充実のための研修】

- ・「発達支援リーダー養成研修」 研修会 年7回 選択研修(診察陪席、カンファレンス参加、集団療育グループ見学、症例検討参加等)
 対象:市町村の母子保健・児童福祉・障害福祉を主管する課の職員、地域療育等支援事業所の地域療育コーディネーター、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等
- ・「幼児(年齢別)集団療育見学研修」 1コース7回年3回、年6回、年5回 対象 市町村保健師、教員等
- ・「就労支援サポートプログラム(支援者セミナー)」 年1回 対象 高等学校の就職支援担当職員
- ・「ペアレントサポートプログラム」 年3回 対象 市町村保健師等で親支援に関わっている方
- ・「養育者セミナー」 1コース2回 年2回 対象 市町村保健師、特別支援コーディネーター、地域療育コーディネーター等
- ・「家族支援研修会」 年1回 対象 発達障害児者支援に関わる関係機関の職員
- ・「発達障害基礎・専門研修」 年3回 対象 発達障害児者支援に関わる関係機関の職員
- ・「発達障害就労支援研修」 年1回 対象 発達障害児者支援に関わる関係機関の職員

【7】地域や関係機関との連携の状況

【地域連携会議】

・「発達支援センター連絡協議会」

内容：地域の発達障害児者に対する総合的なサービス提供をするため、関係機関の取り組みや課題を共有し、効果的な連携のあり方について協議。
年2回 対象 市町村職員 医療・福祉・保健・教育・司法等の関係機関

・「発達障害者支援検討会議への参加」

内容：各保健福祉事務所と連携し、圏域内の支援体制の整備を図るため、圏域やモデル市町村開催の会議出席し、情報共有を行った。
年5回 対象 保健福祉事務所職員 市町村職員

・「総合教育センター特別支援教育部との連絡調整会議」

内容：情報交換や事例検討会 年4回 対象 教育センター職員、当所職員

・「就労支援関係機関との相談・支援定例会議」

内容：講義・情報共有・協議 年1回 対象 就労支援関係機関の職員

・「子どもの心の診療に関わる医療と福祉の連絡会議」

内容：情報共有と連絡調整 年3回 対象 県立北病院、精神保健福祉センター、あけぼの医療福祉センター、児童相談所職員

※その他、地域の精神科クリニック、病弱支援学校との定期的な連携会議、個別ケースの支援会議、幼稚園、保育所、学校等への訪問、研修への講師派遣等（年間460件程度）をとおして連携を進めています。

○精神保健福祉センターでは、教育、保健、福祉、医療、警察及び司法等の関係者を中心に思春期問題連絡会議を年に1回実施し、各機関の取り組み状況や課題などの情報共有を行っている。また、上記関係機関の実務担当者等を対象に研修（思春期ワークショップ）を年2回程度実施している。その他にも、ひきこもりに関する研修や事例検討会などを実施している。

○あけぼの医療福祉センターでは、県より委託を受け、地域療育等支援コーディネーターを配置し、峡北圏域の地域支援及び県内8圏域に配置されているコーディネーターの拠点施設としてとりまとめを行っている。コーディネーターの業務として、他のコーディネーターと月1回会議を持ち、連携しながら、教員や保育士など療育関係者を対象とした研修を年8回、関係機関だけでなく一般も対象とした地域支援研修会を年1回開催し、障害児者支援方法のスキルアップや広報・啓発などを行っている。また関係機関へ医師やPT、OT、心理士らとコーディネーターが、保育所や施設、家庭などを訪問し、支援に対する助言や見立てなど個別のケースにも対応している。昨年度の実績は7件。この他、センターの利用者様に関わる関係者会議や要保護児童対策地域協議会（要対協）へ医師や心理士、支援員、相談窓口担当職員などが月に1～2回程度参加し、関係機関との情報共有や支援体制の確認などを行っている。

○県立北病院では、学校、市町村、児童相談所、保健所等と必要に応じて電話での情報共有や、多職種（医師、看護師、公認心理師、作業療法士、精神保健福祉士）を交えたカンファレンスで医療の見立てを説明したり方針を検討している。また、市の相談員、保健師、教員向けに当院で行っている家族支援プログラムに関する研修会も実施している。（カンファレンス実績2019年度154件、2020年度199件、2021年度222件）

【8】事業による効果と思われるもの（H28-30年度からの改善点など）

○こころの発達総合支援センターでは、利用者や関係機関への普及・啓発の進展に伴って多様なニーズが喚起された。

○精神保健福祉センターでは、思春期以降のメンタルヘルス全般に取り組んでおり、その成果をひきこもりや依存症等の支援に対しても活かすことができている。

○あけぼの医療福祉センターの外来では年間130～160名程度の発達障害関連の新規患者を受けている。27年度にはセンターの分院が開院し、毎年100名前後の新規患者を受け入れた。また、保育所訪問支援では、現場の保育士等の相談に具体的な助言ができており、需要が高い。

○県立北病院では、後期臨床研修の期間が終了した医師は現在までに1名。医師・コメディカルスタッフが協力し、児童思春期病棟のプログラムを充実させ家族支援にも力を入れたことで、専門性を高めた医師が児童思春期の患者や家族の治療ニーズを満たせるようになっている。また、一般向け講演会では、一般県民に加え、学校、子どもに関わる県や市町村などの職員の出席が多く、児童思春期に関連するテーマについての関心の高さがうかがえる。また、ホームページに「子どもの心の診療拠点病院」ページを設置し、子どもの心の問題で支援に困難を感じている他機関と事例検討会を行うことで、当院で行われている児童思春期医療の役割について周知できる機会を設けている。令和1年度の児童思春期の外来受診者数は260件、令和2年度は333件、令和3年度は321件と件数は増加傾向にある。

【9】目指す方向性について （今後の予定事業や展望、目標など）

【全体】

- ・児童虐待や発達障害などによって問題を抱え、家庭や学校生活に適應できないなど心の診療を必要とされる子どもが増加しており、本事業および各拠点病院の連携により、診療体制の強化や地域支援体制の構築、医療・保健・福祉関係者の資質の向上にむけた取り組みを今後も継続していく。
- ・本事業と併せて、県独自に取り組んでいる「発達障害医療支援体制整備事業」（H27～地域医療介護総合確保基金事業）で、小児科医を対象とした人材育成とこころの発達総合支援センターを中心とした医療ネットワークの構築を進めており、発達障害等子どもの心の診療体制の更なる強化を目指す。

【各拠点機関】

- ・多様なニーズに直接対応することは勿論のこと、医療・教育のOJTを展開していく。（こころの発達総合支援センター）
- ・各拠点機関と共に、ひきこもり・依存症・自殺等のメンタルヘルス課題にも連携して取り組める体制の構築を目指す。（精神保健福祉センター）
- ・啓発や研修事業に更に力を入れ、地域の体制づくりを後押ししていく。（あけぼの医療福祉センター）
- ・県内唯一、児童思春期病棟がある北病院では、児童思春期の患者により専門的な精神医療を提供できるように、各職種の技術を高めるとともに、システム（プログラムやカンファレンス、家族支援など）の確立を目指す。また、県民に対して児童思春期精神医療の普及啓発を目指すとともに、他機関との連携を図り、医療と福祉が統合された支援を目指し、児童思春期医療と福祉を必要としている人々に充実した支援を提供したい。併せて、トラウマケアや家族支援プログラムのより一層の普及を目指す。（県立北病院）